（証券コード3461）
平成28年12月５日

株　主　各　位

東京都千代田区永田町二丁目４番11号
株　式　会　社　パ　ル　マ
代表取締役社長　高　野　茂　久

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第49回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年12月19日（月曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年12月20日（火曜日）午前10時
２．場　　所　東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
霞が関コモンゲート西館　37階　霞山会館　牡丹の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　第49期（平成27年10月１日から平成28年９月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
議　　案　取締役５名選任の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.palma.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年10月 1 日から
平成28年 9 月30日まで）

1．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

セルフストレージ業界におきましては、前事業年度に引き続き、屋外コンテナ型施設に対する建築確認等の規制強化の動きが散見されるものの、全体として、セルフストレージの出店は堅調に推移しており、最新の調査会社資料によりますと平成28年は８％以上の市場成長を予測しております。また、低金利の影響もあり、個人投資家及び機関投資家の不動産投資としてのセルフストレージ投資に関心が次第に高まってきております。さらに、利用者サイドにおいては、セルフストレージに対する個人の認知が徐々に進み、従来の個人事業主を中心とした法人利用から、個人のパーソナルユースへとマーケットが拡大しております。

このような状況の下、当社は、「セルフストレージ市場とともに発展する」ことを社是として、セルフストレージマーケットの拡大を図るために、引き続きビジネスソリューションプロバイダーとして３つのソリューションサービスを提供してまいりました。

ビジネスソリューションサービスにおきましては、セルフストレージに関する業務をワンストップでサービスが提供できる滞納保証付きビジネスプロセスアウトソーシングとして、セルフストレージ業界では既に多くの企業でご利用いただいておりますが、当事業年度は、本サービスを利用している既存顧客のさらなる深掘りと、新規顧客への提案を積極的に行ってまいりました。

また、ＩＴソリューションサービスとして、セルフストレージＷＥＢ予約決済・在庫管理システム「クラリス」が浸透し、さらに前事業年度から開始した「クラリス」を組み込んだセルフストレージ検索予約サイト「ニコニコトランク」の取扱室数も着実に増加しました。

さらに、ターンキーソリューションサービスとして、前事業年度より開始したセルフストレージ施設の開発販売、仲介、及び企画コンサルティングも順調に拡大し、ビジネスソリューションサービスに並ぶ当社の柱に成長してまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,087,295千円（前事業年度比53.2％増）、営業利益は164,995千円（同47.6％増）、経常利益は163,128千円（同63.0％増）、当期純利益は116,849千円（同107.8％増）となりました。

各サービスの取組みは次のとおりであります。

（ビジネスソリューションサービス）

当社主力の当サービスでは、セルフストレージ利用申込、使用料入金管理、滞納管理、滞納保証、残置物撤去、及び集客サービスの受託を行っております。セルフストレージ業界においては当サービスが浸透しておりますが、競合他社の存在を無視できないことから、当事業年度は関西地域への拡大及び既存事業者への大幅なサービス体系の見直しを行いました。この結果、平成28年９月末時点での受託件数は58,344件（前事業年度比8.6％増）となりました。

（ＩＴソリューションサービス）

当サービスでは、セルフストレージＷＥＢ予約決済・在庫管理システム「クラリス」を軸に、セルフストレージ事業者に対して、ＡＳＰによるＩＴシステムの提供及びＩＴによる集客支援を行っております。平成28年９月末時点での「クラリス」登録室数は31,000室を超え、平成27年３月より開始したセルフストレージ検索予約サイト「ニコニコトランク」は、平成28年９月末時点での取扱室数が210,000室を突破しました。

（ターンキーソリューションサービス）

当サービスでは、セルフストレージ事業運営のコンサルティング、セルフストレージ施設の開発販売、仲介、及び既存ビル等の改装企画コンサルティングを行っております。当事業年度はセルフストレージ物件の売却を17件、及び企画コンサルティングを２件行いました。

サービス別売上高

サービス区分	第49期 (当事業年度) 平成28年9月期	前事業年度比
	金額	増減率
ビジネスソリューションサービス	578,781千円	11.7%
ITソリューションサービス	24,166	133.3
ターンキーソリューションサービス	484,347	167.3
合計	1,087,295	53.2

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は4,302千円であり、その主なものはセキュリティ対策及び既存システムの機能追加3,730千円でありました。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、ターンキーソリューションサービスの運転資金として、金融機関より長期借入金453,244千円の調達を行いました。

また、新株予約権（ストック・オプション）の行使に伴い、17,200株の新株式を発行し、4,300千円の資金を調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 46 期 平成25年9月期	第 47 期 平成26年9月期	第 48 期 平成27年9月期	第 49 期 (当事業年度) 平成28年9月期
売上高 (千円)	358,058	472,731	709,663	1,087,295
経常利益 (千円)	56,888	79,460	100,061	163,128
当期純利益 (千円)	22,937	38,394	56,245	116,849
１株当たり当期純利益 (円)	23.18	38.38	51.62	87.61
総資産 (千円)	437,075	381,863	825,324	1,225,063
純資産 (千円)	110,858	165,253	566,277	687,427
１株当たり純資産額 (円)	112.02	156.85	425.39	509.81

(注) 1.１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
2.平成27年６月11日付で普通株式１株につき400株の割合をもって株式分割を行いました。このため、第46期（平成25年９月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	主要な事業内容
株式会社ディア・ライフ	1,008,778千円	61.16%	不動産開発・売買、管理及び人材派遣事業

(注) 当社の役員２名が親会社の役員を兼任しておりますが、当社は親会社からの事業上の制約はなく、独自に事業活動を行っていることから、独立性が確保されていると考えております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

⑷ **対処すべき課題**

当社は景気動向及びセルフストレージ業界の動向に柔軟に対応しながら、継続的な業績発展及び経営基盤の安定を図っていくために、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識し、解決に取り組んでまいります。

・市場シェア及び事業エリアの拡大
・ビジネスソリューションサービスにおける滞納管理の拡充・強化
・ＩＴソリューションサービスにおけるセキュリティ管理体制の強化
・ターンキーソリューションサービスを軸にした新サービスの展開

⑸ **主要な事業内容**（平成28年９月30日現在）

当社は、親会社である株式会社ディア・ライフが形成する企業集団であるディア・ライフグループのアウトソーシングサービス事業を構成しております。株式会社ディア・ライフは不動産開発・売買、管理及び人材派遣事業を営んでおります。

なお、当社の事業は、セルフストレージビジネスソリューションプロバイダ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、各サービスについて記載しております。

サービス区分	サービス内容
ビジネスソリューションサービス	セルフストレージ使用の申込受付・入金管理・滞納督促・残置物撤去・物件巡回などビジネスプロセスのアウトソーシング及び滞納保証
ＩＴソリューションサービス	セルフストレージＷＥＢ申込・予約決済・物件管理システムの開発運用、集客サイトの開発運用
ターンキーソリューションサービス	セルフストレージ事業運営のコンサルティング、物件の開発及び事業者への売却

⑹ **主要な営業所及び工場**（平成28年９月30日現在）

本社	東京都千代田区永田町二丁目４番11号

⑺ **従業員の状況**（平成28年９月30日現在）

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
22(10)名	1(1)名増	35.2歳	2.8年

（注）従業員数は就業人員であり、契約社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（平成28年９月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	153,000千円
株式会社みずほ銀行	94,189
西武信用金庫	58,524
株式会社東日本銀行	20,000
株式会社商工組合中央金庫	11,487

⑼ **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．株式の状況（平成28年９月30日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　4,000,000株

⑵ **発行済株式の総数**　1,348,400株

⑶ **株主数**　887名

⑷ **大株主**

株主名	持株数	持株比率
株式会社ディア・ライフ	824,600株	61.15%
UBS AG SINGAPOLE	45,100	3.34
高野茂久	41,500	3.07
山西良知	38,500	2.85
青木寛	18,000	1.33
株式会社SBI証券	15,600	1.15
中村剛	13,500	1.00
上村卓也	11,500	0.85
MSIP CLIENT SECURITIES	11,400	0.84
溝渕健一	11,100	0.82

3．新株予約権等の状況

⑴　当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称		第３回新株予約権
発行決議日		平成26年７月23日
新株予約権の数		432個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　172,800株 （新株予約権１個につき400株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　100,000円 （１株当たり　250円）
権利行使期間		平成28年８月１日から 平成36年７月22日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　432個 目的となる株式数　172,800株 保有者数　2名
	社外取締役	新株予約権の数　0個 目的となる株式数　0株 保有者数　0名
	監査役	新株予約権の数　0個 目的となる株式数　0株 保有者数　0名

（注）行使の条件は以下のとおりです。

①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は、従業員、その他これに準ずる当社の取締役会が認める地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を受けたときはこの限りでない。

②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑵　当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

⑴ **取締役及び監査役の状況**（平成28年９月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高野茂久	
取締役	上村卓也	管理部長
取締役	阿部幸広	株式会社ディア・ライフ代表取締役社長
取締役	榎和志	株式会社アミックス常務取締役
常勤監査役	萩原且彦	
監査役	輿水英行	株式会社リゾートビラ富津取締役 株式会社フォンティス代表取締役
監査役	清水誠一	株式会社ディア・ライフ取締役管理ユニット長

（注）１.取締役榎和志氏は、社外取締役であります。

２.常勤監査役萩原且彦氏及び監査役輿水英行氏は、社外監査役であります。監査役清水誠一氏は、平成27年12月17日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって社外要件を喪失しております。

３.常勤監査役萩原且彦氏は、金融機関での業務経験に加え、事業法人の取締役として豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

４.監査役輿水英行氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

５.監査役清水誠一氏は、金融機関での業務経験に加え、事業法人の取締役として豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

６.当社は、取締役榎和志氏、監査役萩原且彦氏及び監査役輿水英行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取締役 （うち社外取締役）	5名 （1）	34,050千円 (1,200)
監査役 （うち社外監査役）	3 （2）	4,500 (4,500)
合計 （うち社外役員）	8 （3）	38,550 (5,700)

（注）1.取締役の報酬限度額は、平成26年５月16日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。

2.監査役の報酬限度額は、平成26年５月16日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

3.上記には、平成27年12月17日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役１名の報酬等を含んでおります。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

③ 社外役員が親会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑶ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役榎和志氏は、株式会社アミックスの常務取締役であります。当社と上記の法人との間に取引関係はありません。

・監査役輿水英行氏は、株式会社リゾートビラ富津の取締役及び株式会社フォンティスの代表取締役であります。当社と上記の各法人との間に取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　名	出席状況及び発言状況
取締役	榎　和志	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役	萩原且彦	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会16回のうち16回に出席いたしました。金融機関及び事業法人での業務経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を適宜行うとともに、監査役会における重要な協議や監査結果について必要な発言を行っております。
監査役	輿水英行	当事業年度に開催された取締役会18回のうち14回、監査役会16回のうち15回に出席いたしました。公認会計士及び税理士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を適宜行うとともに、監査役会における重要な協議や監査結果について必要な発言を行っております。

⑷ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、当社定款において社外取締役又は社外監査役との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、各社外役員との間で責任限定契約を締結しておりません。

5．会計監査人の状況

⑴ **名称**　　新日本有限責任監査法人

⑵ **報酬等の額**

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,500

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査の職務遂行状況などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合等には、監査役の全員の同意により、会計監査人の解任を決定いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制

⑴　業務の適正を確保するための体制の整備

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

毎月１回開催される定例取締役会では、法令及び定款に定められた事項及び経営に関する重要な事項の決議を行うとともに、各取締役は職務の執行状況について報告しております。出席監査役は各取締役の職務執行状況の監視を行うとともに、日常の業務監査により取締役の職務執行が法令及び定款に反していないか監査しております。

使用人の職務執行の適切性を確保するために、社長直轄の内部監査担当者を置き、内部監査規程に基づき、内部監査を実施しております。また、内部監査担当者は必要に応じて監査役会と情報交換し、効率的な内部監査を実施しております。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いは、文書管理規程等の社内規程に基づき、書面又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しております。また、文書管理を担当している管理部は取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供することのできる体制を取っております。また、従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、取締役会において、内部通報規程を制定・施行し、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制を構築しております。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部の業務に付随するリスク管理は当該組織単位が行い、全社的なリスク管理は管理部が行っております。また、コンプライアンスやリスク管理等の観点から業務遂行において問題もしくは懸念があれば、当社と顧問契約を締結している法律事務所に助言・指導を受けております。

管理部は、内部牽制機能を担う部として、各部のリスクを監視し、リスクが顕在化し重大な影響を及ぼす危険性が高まったと判断される場合、速やかに代表取締役及び監査役にその内容を報告し対策を講じることのできる体制を整えております。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

　取締役の職務の効率性を確保するため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任と権限の所在を明確に定めております。また、取締役会において中期経営計画及び年度計画を策定の上、毎月１回の定例取締役会での業務執行報告に基づき、月次での進捗状況の管理を行い、その結果を職務執行にフィードバックしております。

⑤　当社及び関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

　適正な業務執行・意思決定が行われるよう、必要に応じ関係会社の取締役・監査役の間で、情報連携を図っております。また親会社を含む関係会社間の取引については、取引の客観性及び合理性を確保しております。

　関係会社に損失の危険が発生し、所管部長がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度及び当社に及ぼす影響について、当社の取締役会に報告する体制を確保しております。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性に関する事項

　監査役が補助使用人を求めた場合には、協議の上、速やかに設置いたします。補助使用人は、兼任も可能ですが、その職務の遂行に関しての指揮命令権は監査役に属し、補助使用人の発令・異動・考課・懲戒にあたっては、事前に監査役の同意を得るものとしております。また、当社は、補助使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を役員及び従業員に周知徹底しております。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

　監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧いたします。また、取締役及び使用人は、内部統制に関する事項について監査役に対し定期的に、また重要事項が生じた場合は都度報告するものとし、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めております。

　内部通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保しております。また、当社は、監査役への報告を行った役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を役員及び従業員に周知徹底しております。

⑧　監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

取締役は、監査役がその職務の執行について生じた費用を当社に請求した場合には、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の遂行に必要でないことが明らかな場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理いたします。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査の実効性を確保するため、監査役が内部監査担当者と定期的に情報・意見を交換する機会を確保しております。また、監査役は取締役と定期的に会合をもち、経営方針をはじめ、会社が対処すべき課題、リスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

監査役は必要に応じて外部専門家を利用し、より精密な監査意見の形成に努めております。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社のコーポレートガバナンスの充実に向けた当期における実施状況は次のとおりであります。

・取締役会においては、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、経営計画の評価・分析・対策を検討するとともに法令・定款等への定期合成及び業務の適正性の観点から審議いたしました。なお当社取締役会には監査役も同席し議案の審議に必要な意見表明を適宜行っております。

・監査役会においては、監査方針・監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。

・財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また使用人の職務執行の適切性を確保するために、策定した監査計画に基づき内部監査を行い、代表取締役社長、監査役及び会計監査人に結果を報告いたしました。

７．会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸 借 対 照 表

(平成28年９月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,181,963**	**流動負債**	**255,780**
現金及び預金	581,983	短期借入金	20,000
金銭の信託	1,350	一年内返済の長期借入金	35,345
売掛金	78,515	未払金	17,143
求償債権	185,572	未払費用	22,814
販売用不動産	111,979	未払法人税等	34,137
仕掛販売用不動産	226,269	前受金	2,592
前払費用	5,623	預り金	10,325
繰延税金資産	66,520	前受収益	112,703
その他	6,860	その他	720
貸倒引当金	△82,712	**固定負債**	**281,855**
固定資産	**43,100**	長期借入金	281,855
有形固定資産	**3,129**	**負債合計**	**537,635**
建物	1,175	**(純資産の部)**	
工具器具及び備品	1,953	**株主資本**	**687,427**
無形固定資産	**28,756**	**資本金**	**282,509**
ソフトウエア	28,450	**資本剰余金**	**192,958**
その他	305	資本準備金	192,958
投資その他の資産	**11,215**	**利益剰余金**	**211,958**
出資金	150	利益準備金	3,997
長期前払費用	901	その他利益剰余金	207,961
敷金	5,564	繰越利益剰余金	207,961
その他	4,600	**純資産合計**	**687,427**
資産合計	**1,225,063**	**負債純資産合計**	**1,225,063**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年10月 1 日から
平成28年 9 月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**1,087,295**
売上原価		**510,291**
売上総利益		**577,004**
販売費及び一般管理費		**412,008**
営業利益		**164,995**
営業外収益		
受取利息	64	
受取配当金	4	
償却債権取立益	48	
債権売却益	967	
その他	53	1,136
営業外費用		
支払利息		3,003
経常利益		**163,128**
特別損失		
固定資産除却損		270
税引前当期純利益		**162,858**
法人税、住民税及び事業税	57,047	
法人税等調整額	△11,039	46,008
当期純利益		**116,849**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年10月１日から
平成28年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
					繰越利益剰余金	
平成27年10月1日残高	280,359	190,808	190,808	3,997	91,111	95,109
事業年度中の変動額						
新株の発行	2,150	2,150	2,150	－	－	－
当期純利益	－	－	－	－	116,849	116,849
当事業年度中の変動額合計	2,150	2,150	2,150	－	116,849	116,849
平成28年9月30日残高	282,509	192,958	192,958	3,997	207,961	211,958

	株主資本合計	純資産合計
平成27年10月1日残高	566,277	566,277
事業年度中の変動額		
新株の発行	4,300	4,300
当期純利益	116,849	116,849
当事業年度中の変動額合計	121,149	121,149
平成28年9月30日残高	687,427	687,427

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産及び仕掛販売用不動産　個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　10年～15年

工具器具及び備品　４年～10年

②　無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　引当金の計上基準

貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑷　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。控除対象外消費税額等については、販売費及び一般管理費に計上しており、固定資産に係るものは長期前払費用に計上し、５年間で均等償却を行っております。

２．会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。

３．会計上の見積りに関する注記

当社は、システム変更に伴い、債権の経過月数別のデータ蓄積及び整備が進んだことを契機に、求償債権に係る貸倒引当金の見積方法を変更し、より精緻に回収不能見込額を算出する方法に変更しました。

これにより当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ5,412千円増加しております。

４．追加情報

法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後開始する事業年度より法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から、平成28年10月１日に開始する事業年度及び平成29年10月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年10月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

この税率変更に伴う当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

５．貸借対照表に関する注記

⑴　担保に供している資産及び担保に係る債務

①　担保に供している資産

定期預金	20,000千円
販売用不動産	96,162千円
仕掛販売用不動産	207,635千円

②　担保に係る債務

１年内返済予定の長期借入金	9,828千円
長期借入金	237,361千円

上記定期預金について当座借越契約（借越限度額100,000千円）の担保に供しております。なお、期末日現在において借入実行残高はありません。

⑵　有形固定資産の減価償却累計額　4,134千円

⑶　関係会社に対する金銭債権は次のとおりであります。

短期金銭債権	47千円

６．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	279千円
販売費及び一般管理費	1,560千円

7．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	1,331,200	17,200	－	1,348,400

（注）増減数の内訳は以下のとおりであります。
新株予約権の行使による増加　　普通株式　17,200株

⑵　当事業年度の末日における新株予約権に関する事項

	第３回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	186,400株

8．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借り入れにより調達しております。なお、デリバティブ取引は利用しておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

②　金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である求償債権及び売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されており、厳しい経済環境の変化等により契約に従った債務履行がなされない可能性があります。当該リスクに関しては、顧客管理システムにより残高及び期日を管理するとともに、回収遅延債権については、担当部署により個別に把握及び対応を行う体制としております。

借入金は、主に営業活動に必要な資金を目的としたものであり、その一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、担当部署が借入先ごとに金利変動を管理し、金利変動による負担軽減の早期把握を図っております。

営業債務である未払法人税等、前受収益は、そのほとんどが１年以内に決済または納付期限が到来するものであります。これらは、流動性リスクに晒されていますが、当社は資金繰り予測を作成する等の方法により管理しております。

③　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

平成28年９月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴　現　金　及　び　預　金	581,983千円	581,983千円	－千円
⑵　金　銭　の　信　託	1,350	1,350	－
⑶　売　　掛　　金	78,515	78,515	
貸　倒　引　当　金（*1）	△8,836	△8,836	
	69,679	69,679	－
⑷　求　　償　　債　　権	185,572	185,572	
貸　倒　引　当　金（*1）	△73,876	△73,876	
	111,696	111,696	－
資　　産　　計	764,709	764,709	－
⑴　短　期　借　入　金	20,000	20,000	－
⑵　未　払　法　人　税　等	34,137	34,137	－
⑶　前　　受　　収　　益	112,703	112,703	－
⑷　長　期　借　入　金（*2）	317,200	317,215	15
負　　債　　計	484,040	484,055	15

（*1）売掛金及び求償債権に含まれる貸倒引当金を控除しております。

（*2）１年内に期限到来の長期借入金を含めております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

⑴現金及び預金　⑵金銭の信託　⑶売掛金　⑷求償債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

⑴短期借入金　⑵未払法人税等　⑶前受収益

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑷長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2.金銭債権の決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超 (千円)
⑴　現金及び預金	581,983	－
⑵　金銭の信託	1,350	－
⑶　売掛金	78,515	－
⑷　求償債権	185,572	－
合計	847,421	－

3.長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	35,345	102,207	163,008	10,008	6,632	－

9．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	26,169千円
未払事業税	2,529千円
前受保証料	34,780千円
未払賞与	3,684千円
その他	3,021千円
繰延税金資産小計	70,185千円
評価性引当額	△3,664千円
繰延税金資産の純額	66,520千円

10．関連当事者との取引に関する注記

取引に重要性がないため記載を省略しております。

11．1株当たり情報に関する注記

⑴　1株当たり純資産額	509円81銭
⑵　1株当たり当期純利益	87円61銭

12．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年11月11日

株式会社パルマ
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　板　谷　秀　穂　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長　崎　将　彦　㊞

　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社パルマの平成27年10月１日から平成28年９月30日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以　上

平成28年11月14日

株式会社パルマ　監査役会

常勤社外監査役　萩原且彦　㊞

社外監査役　輿水英行　㊞

監査役　清水誠一　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案　取締役５名選任の件

取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため１名を増員し、社外取締役１名を含めた取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	高野 茂久 (昭和39年７月12日)	平成18年２月　当社代表取締役COO 平成24年12月　株式会社ディア・ライフ取締役 平成26年２月　当社代表取締役社長（現任）	41,500株
2	上村 卓也 (昭和45年８月23日)	平成19年１月　株式会社ディア・ライフ入社 平成21年５月　当社取締役 平成25年12月　当社取締役管理部長（現任）	11,500株
3	鈴木 秀長 (昭和50年12月23日)	平成20年６月　株式会社ディア・ライフ入社 平成23年11月　当社入社 平成27年10月　当社営業部長（現任）	－
4	阿部 幸広 (昭和43年２月20日)	平成16年11月　株式会社ディア・ライフ代表取締役社長（現任） 平成21年５月　当社代表取締役社長 平成26年２月　当社取締役（現任）	3,600株
5	榎 和志 (昭和36年10月20日)	平成25年９月　株式会社アミックス常務取締役（現任） 平成26年12月　当社社外取締役（現任） 平成27年10月　株式会社アミックスコミュニティ代表取締役（現任）	100株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．鈴木秀長氏は、新任の取締役候補者であります。
３．榎和志氏は、社外取締役候補者であります。
４．榎和志氏を社外取締役候補者とした理由は、他の会社での豊富な取締役経験を中心とした幅広い経験、見識を当社の経営の意思決定に反映していただくためです。
５．榎和志氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
６．阿部幸広氏は、株式会社ディア・ライフの代表取締役社長であり、同社は当社の特定関係事業者に該当いたします。
７．当社は、榎和志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
霞が関コモンゲート西館　37階　霞山会館　牡丹の間
TEL 03－3581－0401（代表）

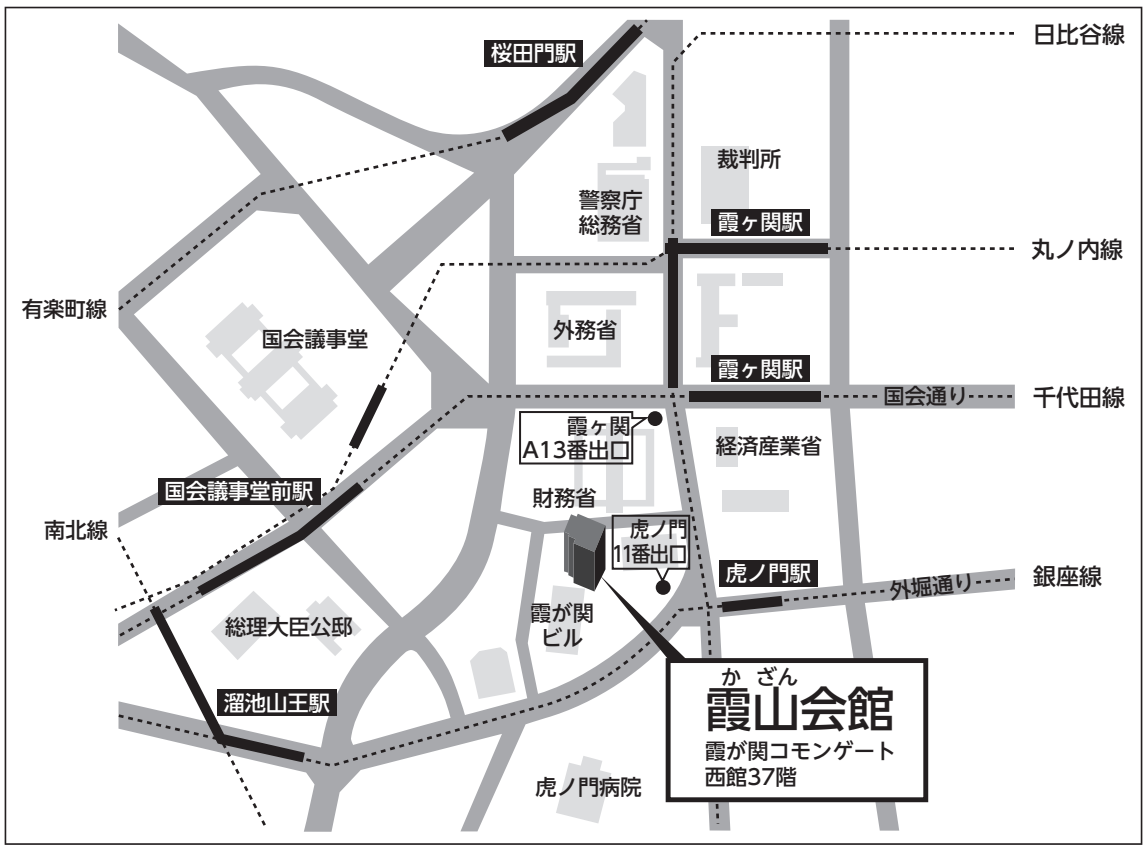

交通　東京メトロ　銀座線
＜虎ノ門駅＞　11番出口　徒歩約１分
東京メトロ　千代田線・日比谷線・丸ノ内線
＜霞ヶ関駅＞　A13番出口　徒歩約５分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。